

患者の視点の重視について（明細書等）

第1 明細書等の現状

- 1 平成18年度診療報酬改定において、「患者から見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点」という観点から、「保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）」による領収証の発行義務化及び「医療費の内容の分かる領収証の交付について（平成18年3月6日保険局長通知）」による個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書の発行の努力義務を定めたところである。
- 2 明細書の発行状況については、平成18年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」において、回答のあった施設のうち、55%が「発行している」と回答するなどの調査結果が出されている（参考資料1頁）。
- 3 現在、診療報酬に関する保険医療機関及び保険薬局の掲示事項は、内科・歯科に係る入院基本料に関する事項など約300項目あり、そのうち該当する内容について、院内の見やすい場所に掲示することとなっている（参考資料5頁）。

第2 論点

- 1 検証結果では、明細書を発行している医療機関のうち、75.4%が「特に何も周知していない」という結果が出ている。このため、被保険者が明細書を発行している保険医療機関で治療を受けた場合に、その医療機関で、明細書を発行していることを患者が知らないということが起きているとの指摘がある。こうしたことも踏まえ、一定の条件（※）を満たした400床以上の病床を有する医療機関以外の保険医療機関において、患者からの求めがあった時の明細書発行を選択要件にして電子化加算を算定する場合は、実施している旨の掲示を義務付けてはどうか。

2 一定の条件(※)を満たした400床以上の病床を有する医療機関は、平成20年4月よりオンライン請求を行うこととされており、明細書を発行する基盤は整備されているものと考えられる。このため、このように明細書を発行する基盤が整った保険医療機関については、実費徴収を認めつつ、明細書の発行を希望する患者に対して明細書の発行を義務付けてはどうか。

※ : 一定の条件とは、「レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合又はレセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合」を示すものである。

第1 医療サービスの質の向上のためのIT化の推進

- 1 「規制改革推進のための3ヵ年計画(平成19年6月22日閣議決定)」において、電子レセプトによるオンライン請求推進の検討事項の一つとして診療報酬点数における加算の実施が挙げられている(参考資料8頁)。
- 2 一定の条件(※)を満たした400床以上の保険医療機関については、平成20年4月1日からオンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行うこととなっている。また、それ以外の保険医療機関についても、原則として平成23年4月1日からは、オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行うこととなっている(参考資料9頁)。
- 3 試行的オンラインシステムに係る届出医療機関数(平成19年10月請求分)

(1) 一定の条件(※)を満たした400床以上の病院	376医療機関
(2) 一定の条件(※)を満たした400床未満の病院	224医療機関
(3) 診療所	306医療機関

※：一定の条件とは、「レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合又はレセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合」を示すものである。

第2 医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報の活用

平成20年4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療費適正化計画の作成等のための調査・分析に必要な情報を保険者等が厚生労働大臣に提出することとなっており、その一環として医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用について、有識者により検討がなされているところ(参考資料10頁)。

第3 診療報酬上（電子化加算）の評価

1 現在の点数 3点

2 現在の施設基準等

(1) 次のいずれにも該当していること。【必須要件】

- ア 診療報酬の請求に係る電算処理システムを導入していること。
- イ 個別の費用ごとに区分して記載した領収証（医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの）を無償で交付していること。
- ウ 平成19年4月1日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が400床以上の病院に限る。）。

(2) 次のいずれかに該当していること。【選択要件】

- ア フレキシブルディスク又は光ディスクを提出することにより診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が400床未満の保険医療機関に限る。）。
- イ 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が400床未満の保険医療機関に限る。）。ただし、平成19年3月31日までの間は、許可病床数が400床以上の病院を含む。
- ウ 患者から求めがあった時に、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えていること。
- エ バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っていること。
- オ インターネットを活用した予約システムが整備されていること。
- カ 診療情報（紹介状を含む。）を電子的に提供していること。
- キ 検査、投薬等に係るオーダリングシステムが整備されていること。
- ク 電子カルテによる診療録管理を行っていること。
- ケ フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピューターの表示装置等を活用し画像診断を行っていること。
- コ 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療を行っていること。